

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年七月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(一)中「を収容する」を「に供与する」に改め、同表一の1の(三)中「を収容する」を「に供与する」に、「三百円」を「三百十円」に改め、同表一の2の(一)中「を収容する」を「に供与する」に改め、同表一の2の(二)中「二百四十万円」を「二百五十三万円」に改め、同表一の2の(四)中「者を数人以上収容し」を「複数の者に供与し」に改め、「（以下「福祉仮設住宅」という。）」を削り、同表一の2の(五)中「に収容する」を「を供与する」に改め、同表二の1の(一)中「収容された」を「避難している」に改め、同表二の1の(三)中「千十円」を「千四十円」に改め、同表三の(三)の(1)の表中「一七、二〇〇円」を「一七、八〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、九〇〇円」に、「三二、七〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「三九、二〇〇円」を「四〇、四〇〇円」に、「四九、七〇〇円」を「五一、二〇〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「二八、五〇〇円」を「二九、四〇〇円」に、「三六、九〇〇円」を「三八、一〇〇円」に、「五一、四〇〇円」を「五三、一〇〇円」に、「六〇、二〇〇円」を「六二、一〇〇円」に、「七五、七〇〇円」を「七八、一〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に改め、同表三の(三)の(2)の表中「五、六〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「七、六〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、七〇〇円」に、「一三、八〇〇円」を「一四、二〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、四〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一二、三〇〇円」に、「一六、八〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「一九、九〇〇円」を「二〇、六〇〇円」に、「二五、三〇〇円」を「二六、一〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、同表六の(二)中「五十二万円」を「五十四万七千円」に改め、同表九の(三)中「二十万円」を「二十万六千円」に、「十六万八百円」を「十六万四千八百円」に改め、同表十一の(四)の(1)中「三千三百円」を「三千四百円」に改め、同表十一の(四)の(2)中「五千円」を「五千

二百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。